

議案第二十四号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第四十二条第三項第一号」を「第四十二条第三項」に改める。

第四十二条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同項第一号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「

第六項第一号」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第四十二条第三項第一号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

二 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第四十二条中第二項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく

困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第一号の規定を適用しないことができる。

一 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

二 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第一項第一号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正を踏まえ、特定地域型保育事業の実施に係る要件を緩和するため、本案を提出いたします。